

牛肉トレーサビリティ 実施マニュアル

食肉
卸売編

このパンフレットは『牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法』に基づき、食肉卸売業者が国産牛肉を仕入、販売する場合の10桁の個体識別番号を管理、表示する方法をまとめたものです。

食肉流通段階は平成16年12月1日から施行(義務化)されます。

【牛肉のトレーサビリティの仕組み】

法律により、国内で生産された牛と輸入牛のすべてに10桁の個体識別番号が付与されます。この番号は下図のように生産、処理・流通、販売を通じて表示・伝達されるため、牛肉について消費から生産まで遡及(トレーサビリティ)できるようになります。

農家(生体)

牛の両耳に
個体識別番号が印字された耳標を装着



と畜場(枝肉)

枝肉ラベルに個体識別番号を表示



業務用卸売

小売(精肉)

店頭表示ボードや商品ラベルに
個体識別番号またはロット番号を表示



卸売(部分肉)

部分肉ラベルに個体識別番号またはロット番号を表示



消費者



インターネットで生産履歴を公開

牛個体情報

個体識別番号	生年月日	性別	種別	母牛の個体識別番号
0100030013	H12.05.21	オス	黒毛和種	0123456789
飼育地	移動年月日	住所	氏名または名称	
1 鳥取県	出生	H.12.05.21	鳥取市	家畜改良センター鳥取牧場
2 鳥取県	輸出	H.12.05.29	鳥取市	家畜改良センター鳥取牧場
3 神奈川県	輸入	H.12.05.29		
4 神奈川県	輸出	H.15.01.08		
5 東京都	輸入	H.15.01.08	港区	東京都立芝浦と畜場
6 東京都	と畜	H.15.01.08	港区	東京都立芝浦と畜場

この仕組みにより、BSEのまん延を早急に防止できるとともに、
国産牛肉の安全性に対する信頼を高めることができます。

食肉卸売業者が行う個体識別番号の管理、表示方法

食肉卸売業者が枝肉等で仕入れし、部分肉・精肉加工、販売したときは、帳簿等による個体識別番号の管理と販売先に対する個体識別番号の表示が必要です。

仕入時（必須事項）

購入した牛肉について、何を（個体識別番号又はロット番号）、いつ（年月日）、どこから（仕入先名）、いくつ（重量）仕入れたか、記録・管理する。

個体識別番号	仕入先
仕入日	重量

→ 帳簿等に記録
「加工時」に示した加工記録帳簿の例は、仕入れの記録も兼ねています。



半丸ごとの腹側に貼付された個体識別番号を確認する。



個体識別番号
250
枝肉番号

枝肉重量	176KG
個体識別番号	0100030013
枝肉番号	250
加工日	02.10.04

（251）0100030013（21）250（11）021004

ラベルには個体識別番号、枝肉番号、加工日を記載（バーコード併記）。

加工時（奨励事項）

加工した牛肉について、何を（個体識別番号又はロット番号）、いつ（年月日）、いくつ（重量）製造したか、記帳する。

個体識別番号（ロット番号）	加工日
加工重量	在庫重量

→ 加工記録として帳簿等に記録
ロット番号をつけた場合は、その構成する個体識別番号の記録を忘れずに！

●情報管理の事例

部分肉製造日報	年 月 日	製造場名	製造責任者名
仕入内容	部分肉歩留り	部位名	部分肉重量 右 部分肉重量 左
		kg	kg
枝肉仕入日	02.1.15	うで	7.3 7.5
仕入先	No.230	かたばら	12.5 12.8
枝肉番号	1256	かたばら	13.0 12.8
個体識別番号	1357924680	ともばら	35.6 32.3
		リブローズ	10.8 10.5
		サーロイン	13.2 13.3
		ヒレ	5.8 6.1
		うちもも	9.2 9.6
		しんたま	9.3 9.6
		らんいち	11.3 11.2
		そともも	12.0 12.8
部分肉合計		まえずね	5.5 4.8
枝肉合計重量(kg)	299.2	ともばら	5.5 4.9
枝肉・部分肉歩留り %	71.2	部分肉合計	151.0 148.2

枝肉仕入日	02.1.15	うで	6.8 7.0
仕入先	No.225	かたばら	12.5 12.8
枝肉番号	1257	かたばら	13.0 12.8
個体識別番号	1680224563	ともばら	32.6 31.3
		リブローズ	11.8 11.5

●ロット番号（荷口番号：グループ管理）の活用

商品の加工や販売時に複数の牛肉を使用する場合、それらの牛の個体識別番号を一括りにしてロット番号とし、管理や表示をすることができます。ロット番号は、加工日や商品コードなどを組み合わせた番号・記号で事業者自らが付けます。

- (1) 1ロットは、1～50頭以内で構成すること。
- (2) ロット表示の牛肉等を用いて新たなロット番号を作る場合は次の条件内で可能である。
 - ・新たなロットの構成は1ロット50頭以内。
 - ・当該ロットを作成・表示した者は、その構成する個体識別番号の応答義務を負う。

<加工時の注意点>

枝肉タグ、作業指示書の添付など、個体識別番号の取間違いを防ぐ。

販売時（必須事項）

販売する牛肉について、何を（個体識別番号またはロット番号）、いつ（年月日）、どこに（販売先名）、いくつ（重量）販売したか、対応づけて記録・管理しておく。

個体識別番号	販売日
販売先	重量

→ 帳簿等に記録

表示方法

原産地	神奈川県産	種別	和牛	品名	サーロイン
規格	コマーシャルカット	シリアル番号	0100030013	保存温度	0℃
賞味期限	03.2.20	枝肉No.	右 250	重量(kg)	11.1
加工年月日	02.12.1				

加工者：日本食肉センター 加工場所：神奈川県横浜市東区島24
TEL 044-266-1172

個体識別番号を表記した部分肉計量ラベル



ダンボールに収納する場合には、外部から内容物がわかるようにダンボールの外側面にも貼付する。



部分肉ごとに部分肉計量ラベルを貼付する。

納品伝票の記入例（奨励事項）

①個体識別番号を納品書に表記する場合

品名	納品書	品名	納品書
(株)食品スーパー	納品書	(株)川崎ハム	納品書
品名・規格	人数	品名・規格	人数
和牛サーロイン	8	和牛サーロイン	8
和牛リブローズ	8	和牛リブローズ	8
和牛ヒレ	8	和牛ヒレ	8

納品伝票の品名・規格の欄等に個体識別番号を記載。

②個体識別番号を納品書に表記していない場合

品名	納品書	品名	納品書
(株)食品スーパー	納品書	(株)川崎ハム	納品書
品名・規格	人数	品名・規格	人数
和牛サーロイン	8	和牛サーロイン	8
和牛リブローズ	8	和牛リブローズ	8
和牛ヒレ	8	和牛ヒレ	8

※この場合は、必ず納品書に別紙として個体識別番号を添付することが必要です。

●<別紙(例)>

個体識別番号一覧表	納入日	年 月 日	納品書 No.12468
NO	品名規格	識別番号	備考欄
1	和牛サーロイン	250右	0100030013
2	和牛サーロイン	250左	0100030013
3	和牛リブローズ	124右	2345678901
4	和牛リブローズ	124左	2345678901
5	和牛ヒレ	125右	1357924680
6	和牛ヒレ	125左	1357924680
7	和牛ヒレ	126右	4567123663
8	和牛ヒレ	126左	4567123663

食肉卸売業者が知っておくべき関連事項

1 牛肉トレーサビリティ法の施行期日

食肉流通段階は、平成16年12月1日から施行（義務化）。

2 法律の対象外となる牛肉

- ①牛肉を原料または材料として製造し、加工し、又は調理したもの。
- ②牛肉を肉ひき機でひいたもの。
- ③牛肉の整形に伴い副次的に得られるもの。

具体的には、牛肉の加工品や調理品、ひき肉、内臓、舌、頬肉、小間切れ等が該当。

3 法律の対象となる食肉卸売業者

牛肉の販売の事業を行う者であって、枝肉等の卸売業者や精肉の小売業者が該当。

牛肉を原材料とした製品を製造加工し、その卸売を行う製造業者や、弁当等を調理し、その小売を行う中食業者は対象外。

4 法律の対象となる料理提供者

牛肉を主たる材料とする特定料理（「焼き肉」、「すき焼き」、「しゃぶしゃぶ」、「ステーキ」）の提供を行う事業者であって政令で定める要件（料理専門店であって、料理の過半が「特定料理」であること）に該当するもの。

5 管理帳簿等の保管期間

1年ごとに閉鎖し、閉鎖後2年間保存しなければならない。

閉鎖する時期や保存する期間は事業体（企業）の事業（会計）年度に合わせることでよい。

6 ロットの組み方

- ①1ロットは、1～50頭以内で構成することができる。
- ②ロット表示の牛肉等を用いて新たなロット番号を作る場合は次の条件内で可能である。
 - ・新たなロットの構成は1ロット50頭以内
 - ・当該ロットを作成・表示した者は、その構成する個体識別番号の応答義務を負う

罰 則

法律により、次の場合罰則が適用されます。

- 1 個体識別番号表示義務違反 勧告→命令→30万円以下の罰金
- 2 帳簿等備え付け義務違反 30万円以下の罰金
- 3 農林水産大臣の報告徴収、立入検査義務違反 30万円以下の罰金

お問合せ先

法制度に関するお問い合わせは、お近くの地方農政局・地方農政事務所等で受け付けています。

所在地	機関名	電話番号（内線番号）	所在地	機関名	電話番号（内線番号）
北海道	北海道農政事務所	011-642-5463 (461)	滋賀県	滋賀農政事務所	077-522-4261 (265)
青森県	青森農政事務所	017-775-2151 (254)	京都府	近畿農政局	075-451-9161 (2224)
岩手県	岩手農政事務所	019-624-1125 (334)	大阪府	大阪農政事務所	06-6943-9691 (218)
宮城県	東北農政局	022-263-1111 (4323)	兵庫県	兵庫農政事務所	078-331-9944 (310)
秋田県	秋田農政事務所	018-862-5611 (423)	奈良県	奈良農政事務所	0742-23-1283 (326)
山形県	山形農政事務所	023-622-7231 (133)	和歌山県	和歌山農政事務所	073-422-4101 (265)
福島県	福島農政事務所	024-534-4141 (124)	鳥取県	鳥取農政事務所	0857-22-3131 (683)
茨城県	茨城農政事務所	029-221-2184 (322)	島根県	島根農政事務所	0852-24-7311 (125)
栃木県	栃木農政事務所	028-633-3311 (334)	岡山県	中四国農政局	086-224-4511 (2357)
群馬県	群馬農政事務所	027-221-1181 (522)	広島県	広島農政事務所	082-281-2111 (222)
埼玉県	関東農政局	048-600-0600 (3224)	山口県	山口農政事務所	083-922-5200 (514)
千葉県	千葉農政事務所	043-224-5611 (356)	徳島県	徳島農政事務所	088-622-6131 (408)
東京都	東京農政事務所	03-3214-7311 (220)	香川県	香川農政事務所	087-831-8155 (410)
神奈川県	神奈川農政事務所	045-211-1331 (5051)	愛媛県	愛媛農政事務所	089-924-7121 (117)
山梨県	山梨農政事務所	055-226-6611 (325)	高知県	高知農政事務所	088-875-2155 (525)
長野県	長野農政事務所	026-233-2500 (642)	福岡県	福岡農政事務所	092-281-8261 (243)
静岡県	静岡農政事務所	054-246-6121 (324)	佐賀県	佐賀農政事務所	0952-23-3132 (313)
新潟県	新潟農政事務所	025-228-5212 (308)	長崎県	長崎農政事務所	095-822-3291 (316)
富山県	富山農政事務所	076-421-6121 (318)	熊本県	九州農政局	096-353-3561 (4535)
石川県	北陸農政局	076-263-2161 (3725)	大分県	大分農政事務所	097-532-6131 (323)
福井県	福井農政事務所	0776-36-1790 (326)	宮崎県	宮崎農政事務所	0985-22-3181 (315)
岐阜県	岐阜農政事務所	058-271-4044 (315)	鹿児島県	鹿児島農政事務所	099-222-0121 (412)
愛知県	東海農政局	052-201-7271 (2822)	沖縄県	沖縄総合事務局	098-866-0156 (332)
三重県	三重農政事務所	059-228-3151 (125)			

■ 農林水産省消費・安全局衛生管理課 03-3502-8111（内線3212）

■ 農林水産省生産局畜産部食肉鶏卵課 03-3502-8111（内線3994～6）

*法律及び関係規定については、農林水産省のホームページの「トレーサビリティ関係」
[（http://www.maff.go.jp/trace/top.htm）](http://www.maff.go.jp/trace/top.htm) をご覧下さい。

《事業実施者》

全国食肉業務用卸協同組合連合会

東京都港区赤坂6-13-16

TEL.03-3586-2929 FAX.03-3586-8781

《事業名》

食肉卸売経営維持支援事業